

薬剤師認証制度の体制整備準備会

日時 平成 15 年 10 月 6 日（金）午後 2 時～午後 4 時

場所 研修センター会議室

目的 薬剤師認証制度の整備機関の設立

出席者（敬称略）（社）日本薬学会薬学教育検討委員会委員長 工藤 一郎、（社）日本薬剤師会常務理事 藤上 雅子、同常務理事 飯島 康典、同常務理事 山本 信夫、（社）日本病院薬剤師会副会長 奥村 勝彦、同専務理事 関口 久紀、日本医療薬学会理事 内野 克喜、国公立薬学部長会議長 坂本 尚夫、（社）日本私立薬科大学協会副会長 望月 正隆、薬学教育協議会会長 井村 伸正、厚生労働省医薬食品局総務課主査 目黒 芳朗、（財）日本薬剤師研修センター理事長 内山 充、同専務理事 平井 俊樹、同事業部長 久保 鈴子、同 水村 順子

進 行

1. 前回の薬剤師認証制度の体制整備準備会（平成 15 年 6 月 6 日）以降の経過

9 月 10 日付案内状について

厚生労働科学研究「全田班：病院等における薬剤師業務の質の向上に関する研究」の分担研究「薬剤師認証制度の整備」について説明

文部科学省「薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」及び厚生労働省「薬剤師問題検討会」からの報告書に表わされた、薬剤師生涯学習に関する要望 / 勧告の説明

2. 各団体での検討経過の報告と討議

日本薬剤師会より

- 組織の形態については独立法人化が望ましいが、費用負担の試算をした後決定すべきである。
- 名称に関連して、既に免許を持っている薬剤師を「認定」というのはなじまないのではないかという意見もあった。
- 今回の会議の出席団体が全て参加し、幾ばくかの費用負担をすることを前提として賛同する。
- 参加団体が決まった後、形態や制度の議論をするべきである。

医療薬学会より

- 制度整備の必要性はよくわかる。
- 医療薬学会は日本学術会議に登録されている学会であり、現在自前で行っている認定薬剤師制度を発展させていきたいと考えている。また、「専門薬剤師育成委員会」をつくり、検討している。したがって、学会としての独立性・独自性を保つため、しばらくは静観したい。

内山理事長より 学会認定薬剤師制度は評価対象としないこととしたい。発足についての賛否、設立メンバーとしての参加不参加については次回までに検討して頂きたい。

日本私立薬科大学協会より

- 制度については賛成
- 参加は可能だが、認証対象とはなりにくいだろう

国公立薬学部長会議より

- 特段の意見はない(設立に対する反対意見や参加に対する反対もないが、加わって何をするかがわからない。)
- 出資金の拠出が難しい

日本病院薬剤師会より

- 設立趣旨については賛成
- 条件が整えば参加する。

日本薬学会より

- 趣旨には賛同
- 参加については、今のところ議論を尽くしていない
- 今回の会議の参加団体が、全員参加することを前提として参加する(小林常任理事)

内山理事長より 日本薬学会には、アカデミアの代表として参加していただきたい。

薬学教育協議会より

- アンケートをとったところ、積極的な参加については賛成がほとんどであった。但し、内容について把握していない方が見られた。

内山理事長より説明

色々な団体が今後計画するであろう認定制度を、現行の認定制度を参考に調整、整備して、望ましいレベルに合わせて育成しようとするのが目的であり、現行の制度の上に更に団体をつくるものではない。

法人設立時の社員は本準備会参加者全員でなくても良いと考える。

3. 機構の名称と形態等について

形態について

- 望月先生より
とりあえずは任意団体としてセンター内で事務を行うのが、一番自然で動きやすいが、その後中間法人としてはどうか。
- 藤上先生より
できれば独立法人が望ましい
- 医師については、法人学会の認定医のみが標榜できる。

内山理事長より 文部科学省の協力者会議及び厚生労働省の検討会よりの報告書に記された生涯学習のあり方を受け、来年度より中間法人として発足できるように準備を始めたい

名称について

薬剤師認定制度認証機構、薬剤師認定制調整機構、薬剤師認定制評価機構等の候補について議論され、次の2案が提出された。

- 薬剤師認定制機構
- 薬剤師認定制度認証機構

なお、これらに付随して『機構』を『協議会』に読み替える案もある。

(参考)厚生労働省 目黒氏より、平成 17 年薬事法改正の中に、「第三者認証機関を国が認定する」と『認定』と『認証』を使い分けられているとの発言があった。

中間法人の社員について

- 社員とは正会員と賛助会員をあわせた呼称である
- 日本薬剤師会と各都道府県薬剤師会がそれぞれダブって社員となることは可能。(社員ごとに会費負担の義務が生じる)
- 退会は自由。

評価対象について

- 「学会認定薬剤師」「薬剤師顕彰制度」「薬局施設等認定制度」を除く
- 「業務指針」の記載は『薬剤師に対する各種の認定事業(ただし、修士、博士等の学位および、学術会議登録学会の行う認定事業を除く)とその実施主体を~』とする。

4.まとめ

各団体において結論を出していただきたい事項

- 「本機構発足の背景と目的」を説明する文書において、「設立に合意」いただいた団体と記してよいか。
- 中間法人設立に当たり、理事会に参加していただけるか(設立時の社員となっただけか)どうか。
- なお、日本薬剤師研修センター以外の団体には、設立時の基本金の負担は原則として求めない。設立後の運営のための経常経費は社員から応分の会費として徴収することとなる。

次回会議予定

12月1日(月)14時~16時

法人設立のための必要事項を決定する予定。